

社会福祉法人やまゆり福祉会八王子美山学園短期入所事業運営規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人やまゆり福祉会（以下「法人」という。）が開設する八王子美山学園（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、事業に係る利用定数その他管理運営に関する事項を定め、もって、事業所が利用者に対し適正な障害福祉サービス（以下「短期入所サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 短期入所サービスの提供にあたっては、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、事業所において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業所の職員（以下「従事者」という。）は、短期入所サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者等又はその介護を行う者に対し、短期入所サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

3 事業者は、その提供する短期入所サービスの質の評価を行い、常に、その改善を図るものとする。

（事業用施設の名称等）

第3条 事業の用に供する施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人 やまゆり福祉会 八王子美山学園
- (2) 所在地 東京都八王子市美山町767番地2

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、業務の管理及び従業員等の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者 46名
従事者は、利用者に対し、支援計画に基づき短期入所サービスを行う。

（利用定員及び対象者）

第5条 利用定員は、4名とする。

2 事業の主たる対象者とする障害の種類は、当面、知的障害者とする。

（事業の内容及び利用者から受領する費用等）

第6条 事業の内容は、利用者に対する相談、入浴・排せつ・食事の介護、健康管理 金銭管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、職場等との連絡・調整、財産管理等の日常生活に必要な援助とする。

2 利用者からは、次の各号に掲げるところにより費用を徴収する。

- (1) 短期入所サービス費については、各区市町村長の定める額とし、当該各区市町村から代理受領する。

(2) 前号のほか、短期入所サービスに要した費用の原則1割の支給対象サービス利用者負担額を徴収する。この場合、月額負担上限額については、各区市町村長が定めた額とする。

3 前項のほか、食料費、光熱水費及び日用品費その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、利用者から徴収する。

4 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けるものとする。

(利用にあたっての留意事項)

第7条 利用者は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 自傷他害のおそれがないこと。
- (2) 医療機関において治療をする必要がないこと。

2 退所に際しては、利用者及びその家族の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退所に必要な援助を行うよう努める。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従業者等は、短期入所サービスを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置)

第10条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立った短期入所サービスに努め、また、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けているおそれがある場合には、直ちに防止策を講じる。

(身体拘束等)

第11条 事業所は、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、慎重かつ客観的な判断のもと、家族等の同意を得たうえで、その条件と期間内においてのみ身体拘束等を行うことができるものとする。

2 前項の詳細については、別に定める。

(従事者研修)

第12条 事業所は、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(秘密の保持)

第13条 利用者又はその家族に関する個人情報及び秘密事項については、法人が別に定める個人情報保護規程の定めるところによる。

(その他)

第14条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月13日から施行する。